

7月1日から改正健康増進法が一部施行されます

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。このことで望まない受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールへと変わります。

問い合わせ 健康づくり課(☎@2808)



受動喫煙とは

他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。ほんのわずかな受動喫煙であっても、心臓発作のリスクが急激に増加することが明らかになり、また、受動喫煙による死亡者が年間1万5,000人に上ることが推計されています。

施設管理者の責務

- ・受動喫煙を防止するために、敷地内禁煙や屋内禁煙などの対策を取らなければならない
- ・喫煙できる場所に、20歳未満の人を入室させてはいけない
- ・喫煙できる場所には、標識の掲示が義務付けられる

STEP. 1 喫煙する人の配慮

屋外や家庭などにおいて喫煙をする際、望まない喫煙を生じることがないように、周囲の状況に配慮する

STEP. 2 子どもや患者などへの配慮

7月1日施行

学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎などは、原則敷地内禁煙(屋外に受動喫煙を防止するための必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができる)

STEP. 3 それ以外の施設

令和2年4月1日施行

事務所、工場、ホテル、旅館(個人の自宅やホテルの客室など、人の住居のように供する場所は適用除外)、飲食店、旅客運送事業船舶、鉄道、国会、裁判所などは、原則屋内禁煙(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)

令和2年の全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。

令和元年	令和2年		
4月	7月	9月(ラグビーW杯)	7月(東京オリンピック・パラリンピック)
STEP. 1 喫煙する際の周囲への配慮義務			
藤岡市内 市有施設の一部を敷地内禁煙を先行して開始			
STEP. 2 学校・病院・児童福祉施設などの原則敷地内禁煙 義務化			
STEP. 3 上記以外の施設の原則屋内禁煙 義務化			

不燃ごみからの資源ごみ量

アルミ類	17,850kg
スチール類	98,800kg
銅	220kg
真鍮	780kg
小型家電	73,760kg
ステンレス	560kg
合計	191,970kg

回収した資源・有害ごみ量

アルミ缶	58,990kg
スチール缶	72,860kg
白・透明ビン	132,860kg
茶ビン	125,820kg
その他ビン	50,960kg
生きビン	27,680kg
PETボトル	141,780kg
トレイ	7,900kg
古紙類	549,070kg
廃食用油	3,140kg
廃乾電池	18,170kg
廃蛍光管	7,000kg
スプレー缶	21,190kg
PETボトルの蓋	4,880kg
ライター	2,220kg
マッチ・花火	10kg
合計	1,224,530kg

施設への持ち込みごみからの資源ごみ量

小型家電	87,090kg
プレススチール類	121,710kg
廃鉄	92,300kg
古着	7,300kg
家電品	490kg
古紙	154,180kg
リサイクル品目	3,330kg
処理困難物	29,860kg
リサイクルプラザ	3,040kg
合計	499,300kg



市内で出されたごみは清掃センターや鬼石資源化センターに持ち込まれ可燃ごみは焼却、不燃ごみは手選別により資源化しています。資源ごみはリサイクル業者が引き取り、資源として生まれ変わります。昨年度も皆さんの協力によって多くの資源ごみを回収しました。

資源ごみ回収実績を報告します(平成30年度の資源化率19・80%)

昨年度の資源・有害ごみの総量は、122万4530kg。売却代金1347万7200円でした。また不燃ごみから選別した資源ごみ総量19万1970kg・売却代金は244万5682円でした。また市民の皆さんが直接清掃センターに搬入したごみからの資源化量は49万9300kg。その他にも、資源集団回収事業での資源化量が137万8470kg。可燃物を焼却した際に発生する焼却灰の資源化量は228万4260kgでした。

回収した資源ごみはリサイクルして新たな商品や資材として生まれ変わります。市では今後もごみを分別収集し、ごみの減量化、リサイクルの推進、焼却炉や埋め立て地の延命、環境負荷の低減を図っていきますので、皆さんのご理解ご協力をお願いします。

③ 問い合わせ 清掃センター(☎8305)

「み出しルールを守りましょう！」

ごみは必ず決められた日の午前7時～午前8時30分までに「決められた場所」に出しましょう。

■スプレー缶の正しい出し方

※昨年度から変更になりました
・中身を使い切って、穴を空けずに赤いカゴへ

■廃食用油の収集

市では平成29年度から廃食用油(家庭で使用した天ぷら油などの植物性油に限る)を資源ごみとしてステーション収集しています。

■収集できる油

家庭から出る液状の植物性油(サラダ油、菜種油、ごま油、コーン油、ひまわり油、大豆油、オリブオイル)

■収集できない油

豚油、牛脂、鉱物油(エンジンオイル、灯油)、パーム油、ヤシ油、米油など

【出方】

・ペットボトルをご用意ください
・用意したペットボトルに

油を入れてください

・油がこぼれないようにフタをしつかり閉めてください

収集日・収集方法 「不燃ごみ・古紙・PET・有害

の日」の日に赤いカゴへ

■カセットボンベ・

ライターの正しい出し方

・ライターは赤いカゴへ

・卓上コンロやバーベキュー用のカセットボンベは穴を開けずに赤いカゴへ

※収集車の火災の原因になりますので絶対に不燃ごみの袋に入れて出すことはしないでください

■事業者の人のごみの出し方

商売により発生するごみは収集所へ出せません。直接清掃センターへ持ち込むか、市の収集運搬の許可を受けた業者へ依頼してください。